

製品認定審査規則

一般社団法人 日本電力ケーブル接続技術協会

製品認定審査規則

平成 2 年 11 月 22 日 制定
平成 4 年 3 月 17 日 改定
平成 5 年 3 月 25 日 改定
平成 8 年 1 月 18 日 改定
平成 12 年 11 月 22 日 改定
平成 14 年 2 月 15 日 改定
平成 15 年 3 月 11 日 改定
平成 15 年 11 月 12 日 改定
平成 17 年 7 月 22 日 改定
平成 19 年 3 月 14 日 改定
平成 21 年 01 月 16 日 改定
平成 23 年 11 月 24 日 改定
平成 24 年 11 月 13 日 改定
令和 2 年 8 月 4 日 改定
令和 2 年 11 月 19 日 改定

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会(以下本会という)の会員及び非会員が製造する電力ケーブル接続用品(以下接続用品という)の製品認定申請方法及び製品認定審査について定める。

(審査業務)

第2条 製品認定審査は、認定委員会(以下委員会という)が行う。審査業務は次の各項目による。

- (1) 本会の定める製品規格(性能規格)適用品・性能基準適用品・環境配慮形性能基準適用品の製品認定の審査
- (2) 製品認定申請者(以下申請者という)の十分な設計・製造ならびに品質保証能力の審査
- (3) 製品認定更新・軽補正承認の審査

(用語の定義)

第3条 本規則による用語の定義は、次の各項目による。

- (1) 製品規格適用品: 本会の定める製品規格(性能規格)を適用した材料・構造にて製作された製品
- (2) 性能基準適用品: 本会の定める性能基準を適用し、申請者独自の材料・構造により製作された製品
- (3) 環境配慮形性能基準適用品: 製品規格適用品あるいは、性能基準適用品で、且つ環境配慮形性能基準 K1002 に適用する材料にて製作された製品
- (4) 立入調査: 製品規格を適用する製品に対する信頼性の高い製造能力及び十分な品質管理が行なわれていることを確認するための調査
- (5) 品質マネジメントシステムの審査: 性能基準を適用する製品に対する品質システムを審査する。
- (6) 性能審査: 製品規格・性能基準・環境配慮形性能基準に従って、供試品が規定の性能を満足しているか評価する。
- (7) 設計審査: 性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品の製品設計の妥当性を判定する審査
- (8) 認定証明書: 認定審査に合格した製品であることを証明する書面

- (9) 製品認定更新：性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品について、その製品認定の更新を行うこと。
- (10) 軽補正：性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品について、その性能に影響を与えない程度の変更を行うこと。

(製品認定申請)

第4条 申請者は、製品認定申請書に定められた事項を記入の上、本会に申し込まなければならない。ただし、製品認定審査の対象は、個々の部品を組み合わせた組立完了品であり、個々の部品は認定審査の対象としない。

ただし、分岐接続部等の性能基準適用品および環境配慮形性能基準適用品の認定申請は、最大・最小サイズの選定、試験内容が審査基準を満たすかどうかを確認する必要があるため、社検の実施前に、試験内容を必ず本協会へ確認する。確認せず社検を実施した場合、追加試験等が必要になる場合がある。

(製品認定の審査)

第5条 委員会は、製品認定申請を受けた場合は、申請書の内容を調査する。その後、委員会は、次の調査及び試験を行う。

審査項目	製品規格適用品	性能基準適用品	環境配慮形性能基準	
			製品規格適用品	性能基準適用品
(1) 品質保証能力審査	立入調査実施	ISO9001 認証取得の確認	立入調査実施	ISO9001 認証取得の確認
(2) 性能審査	JCAA規格の形式試験実施	性能基準にて実施	JCAA規格の形式試験実施 K1002 適用の確認	性能基準にて実施 K1002 適用の確認
(3) 設計審査	—	性能基準にて実施	—	性能基準にて実施

2. 既に製品認定を取得しているものを、販売譲渡、会社の統廃合等により他社に移管する場合の認定方法については、その都度委員会にて審議し決定する。
3. 製品規格適用品・性能基準適用品で材料・構造を変更せず、環境配慮形性能基準 K1002 の適用を受ける場合、あるいはその性能に影響を与えない程度の材料・構造の変更を行い、環境配慮形性能基準 K1002 の適用を受ける場合は、軽補正に準じた審査を行う。

(品質保証能力審査)

第6条 立入調査は、製品規格適用の場合に工場等において、製品規格どおりの信頼性の高い製品を製作する能力があり、十分な品質管理が行なわれていることを確認するために行う。立入調査は、事前に申請者にその旨を文書で通知するものとし、詳細は次の各項による。

また、委員会は認定登録後であっても必要と認める場合は立入調査を行うことができる。

既に立入調査が行われている場合、委員会の承認を経てこれを省略することができる。

立入調査に際しては、委員会が認める公的検査機関が立入調査を行う場合もある。

- (1) 調査委員：立入調査委員は、委員会規則に定める特別委員1名、委員2名 計3名で構成する。

(2) 調査方法： 調査方法は、別に定めるQA監査チェックシートにより調査し採点する。

- ①品質管理一般
- ②設計書及び図面の管理状況
- ③外注品及び資材の受入れ管理状況
- ④製造設備及び生産技術の状況
- ⑤社内検査体制及び検査設備
- ⑥クレーム対策
- ⑦その他

2. 性能基準適用の場合は、当該製品を対象とする ISO 9001 の認証の取得を確認する。

(性能審査の実施)

第7条 申請者の指定する品目の試料で委員会の承認を得た内容で、委員会の指定する場所で行うものとし、詳細は次の各項による。ただし、委員会の指示により特別の試験を要求することができる。

(1) 種別、構造及び性能

試料の種別及び性能は本会の規格又は基準及び申請者提出仕様のとおりとする。

(2) 試料

性能試験に必要な試料は、次のとおりとし試験実施担当者へ引き渡すことを原則とする。ただし、組立後の試料を試験実施担当者の所へ輸送することが性能に悪影響があると委員会が認めた場合は、委員会が認める第三者立会のもとに申請者が自社で試験を行うことができる。

①構造試験： 試験は、性能試験用組立試料を用いて実施し、原則として立入調査時に実施する。

②性能試験： 製品規格適用の場合、試料数は性能規格のとおりとし、導体断面積は指定しない。

性能基準適用の場合、試料数は製品規格及び性能基準のとおりとし、申請されたサイズ範囲に対し、最大サイズを対象に全ての試料番号の試験を実施する。また、最小サイズを対象に試料番号1の試験を実施する。

なお、3相一括で組立される接続部については、長期課通電及び気密試験は3相一括で組立てられた状態で試験を行うものとする。

試料の組立は、申請者が行い、形式試験対象端末以外の端末については協議により形式試験実施担当者に依頼してもよい。

試験終了後の試料は、試験終了までに申請者より返却の申し出があった場合を除き原則としてこれを廃却する。

環境配慮形性能基準適用の場合、製品規格適用品、性能基準適用品それぞれ上述の試験方法に従い性能試験を実施し、且つ K1002 の試験項目を実施する。

(設計審査)

第8条 製品設計の妥当性を判定するために行うもので、申請者は「接続部の構造」及び「構成材料の特性」を明示した資料を提出する。

(1) 接続部の構造

接続部の形状、寸法及び構成部品の材質を明示した図面の提出を受け、構造の妥当性を審査する。

(2) 構成材料の特性

接続部を構成する主要な有機材料に対し、性能基準に規定の特性値を明示した資料の提出を受け、構成材料の妥当性を審査する。

なお、特性値が性能基準に示されるガイドラインから外れる場合には申請者に製品の妥当性に関する見

解を求めることがある。

(合否基準)

第9条 製品認定審査(性能審査・設計審査・品質保証能力審査)の結果、全ての項目を満足した場合に合格とする。

(製品認定の有効期間)

第10条 製品認定の有効期間は、性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品については製品認定登録日から満7年とする。

製品規格適用品については、本会が第20条に基づいて製品認定取消を行わない限り有効とする。

ただし、本会は、適宜認定取得会社の技術水準の維持につき確認を行うことができる。

(性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品の製品認定更新申請)

第11条 製品認定の更新申請をする認定取得者は、有効期間の満了前9ヶ月から6ヶ月までの間に製品(性能基準適用あるいは環境配慮形性能基準適用)認定更新申請書を本会に提出し、認定を受けなければならない。

製品認定更新申請書には、社内試験成績書および構造が判別できる断面図および組立図を添付するものとする。

また、社内試験サイズは申請サイズ範囲の最大または最小サイズのいずれか1試料とし、性能基準に規定する試料番号1の試験を実施する。

なお、平成12年11月22日より前に製品認定審査規則により、自社ブランド品として認定を受けた製品に関しては、初回に限り最大および最小申請サイズの試験成績書を提出しなければならない。

(性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品の製品認定更新審査)

第12条 委員会は、製品認定更新の申請があった場合は、更新の可否を審議する。この審議において、委員会は必要に応じて立入調査等を行うことができる。

なお、平成12年11月22日より前に製品認定審査規則により、自社ブランド品として認定を受けた製品に関しては、本会が定める性能基準を基に審査するものとする。

(性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品の製品認定不更新)

第12条の2 製品認定を更新しない認定取得者は、有効期間満了前に製品認定不更新届を本会に提出しなければならない。

認定取得者から有効期間満了前に製品認定更新申請書が提出されず、かつ製品認定不更新届が提出されない場合、有効期間が徒過した時点で本会は製品認定失効通知書を認定取得者に送付する。

(性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品の軽補正申請)

第13条 製品認定を受けた接続用品について、その軽補正申請者は、軽補正審査申請書を本会に提出し、審査を受けなければならない。

(性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品の軽補正審査)

第14条 委員会は、軽補正の申請を受けた場合は、軽補正の可否を審議する。この審議において、委員会は、必要に応じて立入調査等を行うことができる。

(審査結果の通知及び理事会への報告)

第15条 本会は、審査結果を申請者に文書で通知するとともに理事会に報告する。

(認定証明書の交付)

第16条 会長は、審査に合格した者に対して認定証明書を交付するものとする。

(住所、氏名その他の変更手続き)

第17条 認定取得者は、その氏名(法人にあってはその名称)または住所を変更した場合は、速やかにその変更届出書を本会に提出しなければならない。

(各種申請の取り下げ)

第18条 製品認定審査、製品認定更新及び軽補正審査の申請の取り下げを行う場合は、次の各項目による。

- (1) 申請者が申し込みを取り下げる場合は、それぞれの申請取り下げ届けを本会に提出しなければならない。
- (2) 各種申請の取り下げがあった場合には、本会は着手前なら各種申請料の20%を返却、一部で着手した後なら全額返却しないものとする。

(諸費用未納による処置)

第19条 申請者が別に定められた諸費用を本会が指定する期日までに納付しないときは、本会は、それぞれの申し込みが取り下げられたものとして処置することができる。

(製品認定の取消)

第20条 会長は、登録された製品認定について次の各号に該当する場合、委員会の議決を経てその製品認定を取消し、会報により公布するとともに理事会に報告する。

- (1) 製品認定を受けた接続用品の性能、構造等について品質管理上著しい不備または欠陥があると認められた場合。
- (2) 本会に無断で性能、構造を変更した場合。
- (3) 製品認定の取り下げの申し入れがあった場合。
- (4) その他、本規則に違反した場合。

(規則の運用)

第21条 本規則に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度理事会の決定による。

(申請用紙)

第22条 会員及び非会員が接続用品の製品認定申請等又は各種届出等を行う時は、本規定に定めた様式がある場合はこれを用いて申請又は届出を行う。

(申請用紙一覧)

1)申請書

- ①様式1 製品(製品規格適用)認定申請書
- ②様式2 製品(性能基準適用)認定申請書
- ③様式3 製品(環境配慮形性能基準適用)認定申請書
- ④様式4 製品(性能基準適用/環境配慮形性能基準適用)認定更新申請書
- ⑤様式5 軽補正審査申請書
- ⑥様式18 製品認定証の社名変更による再発行申請書

2)取下げ届

- ⑦様式6 申請取下げ届
- ⑧様式17 製品認定取下げ届
- ⑨様式17-2 製品認定不更新届

3)通知書

- ⑩様式7 立入調査通知書
- ⑪様式8 試料準備通知書
- ⑫様式9 審査結果通知書
- ⑬様式16 製品認定取消通知書
- ⑭様式16-2 製品認定失効通知書

4)証明書

- ⑮様式10 認定証明書(製品規格適用)
- ⑯様式11 認定証明書(性能基準適用)
- ⑰様式12 認定証明書(環境配慮形性能基準適用)
- ⑱様式13 認定証明書(性能基準適用認定更新)
- ⑲様式14 認定証明書(環境配慮形性能基準適用認定更新)
- ⑳様式15 軽補正認定証明書

改定履歴

制・改定年月日	改定内容	改定理由
平成2年11月27日	(制定)	
平成4年3月17日		
平成5年3月25日		
平成8年1月18日	・主として語句の改定	5年ごとの見直し
平12年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1条 製品規格適用品及び性能基準適用品の審査規則を定める。 ・第2条 次の用語を定義した。 製品規格適用(適合)品 性能基準適用(適合)品 品質システムの審査 性能審査 設計審査 ・第4条 2品種の認定審査項目を明記した。 ・第5条 性能基準適用者のISO 9001の認証取得を義務付けた。 ・第7条 性能基準適用品の設計審査を新規に規定した。 申請書様式の見直し 製品認定申請書を品種別に様式を見直した。 第1,5,6条	性能基準制定に伴い改定 <ul style="list-style-type: none"> ・接続部が具備すべき機能を性能基準化し、これを適用する製品の審査基準を見直した。 これにより、製品規格適用品と性能基準適用品の2品種を扱うこととした。 ・2品種の審査に関わる用語を明確にした。 ・審査項目が異なるため一覧にした。 ・品質システムの管理はISOに依ることとした。 性能審査に加え、さらに、接続部の構造、構成材料の特性など書類審査も行うこととした。 会員用と非会員用は同様式に依るが、非会員用の従来項目(会社の概要)はそれぞれの様式の中で記載することとした。
平14年2月15日	製品認定委員会、安全対策委員会を認定委員会に変更 第4条 2項を追加 第5条 製品規格適用者、性能規格適用者を～適用の場合に変更 第6条 ②性能試験に3相一括に関する注意点を挿入	委員会再編による見直し 営業譲渡、アライアンスなどに伴う認定方法の明確化 明確化 性能基準 K1301 との整合

改定履歴

制・改定年月日	改定内容	改定理由
平 14 年 2 月 15 日	<p>第8条 立ち入り調査を削除し、品質保証能力審査を前に移動</p> <p>製品(製品規格・性能基準適用)認定申請書 申請申込料(¥50,000)審査 50,000 を追加</p> <p>2.3 設計審査資料2. 第6項、値を追加 付表 JCAA 製審第 号の位置を変更 品質管理状況報告書に盛り込む内容 ⑤製造設備を製造管理に変更</p>	<p>第4条との整合、表現の重複</p> <p>明確化</p> <p>性能基準 K 1301 との整合 明確化 明確化</p>
平 15 年 3 月 11 日	<p>第10条 (本文に追加) 「平成 12 年 11 月 22 日より前に自社ブランド品として認定を受けた製品に関しては、初回に限り最小申請サイズの試験成績書を追加して提出」</p> <p>第11条 (本文に追加) 「平成 12 年 11 月 22 日より前に自社ブランド品として認定を受けた製品に関しては、本会が定める性能基準を基に審査」 (別紙) 製品認定更新申込書 (記載内容に追加) 「更新申請サイズ範囲」</p>	<p>明確化</p> <p>明確化</p> <p>明確化</p>
平 15 年 11 月 12 日	<p>全体的に見直しを実施</p>	<p>明確化(申請用紙含む)</p>
平 17 年 7 月 22 日	<p>第14条 (審査結果の通知)→(審査結果の通知及び理事会への報告)に変更 「理事会の承認に基づいて」を削除し「とともに理事会に報告する。」を追加した。</p> <p>第19条 「理事会の承認に基づき」を削除し「とともに理事会に報告する。」を追加した。</p>	<p>製品認定等は認定委員会の審議で決定することとし、理事会へは報告事項とした。</p>
平 19 年 3 月 14 日	<p>・環境配慮形性能基準適用品の追加に伴い、全体的に見直しを実施し、関係する条文を変更、追加した。</p> <p>・適用と適合の表現に関して、適用の表現</p>	<p>環境配慮形性能基準制定に伴い改訂</p> <p>明確化</p>

改定履歴

制・改定年月日	改定内容	改定理由
	<p>に統一した。 変更した条文は次の通り。 第1条、第2条、第4条、第6条、第7条、 第10条～第13条、第21条</p>	
<p>平 21 年 1 月 16 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第11条(本文に追加) 「製品認定更新申請書には、社内試験成績書および構造が判別できる断面図および組立図を添付するものとする。 また、社内試験サイズは申請サイズ範囲の最大または最小サイズのいずれか1試料とし、性能基準に規定する試料番号1の試験を実施する。」 ・第11条(本文一部変更) 原文)「…最小申請サイズの試験成績書を追加して提出しなければならない。」 →変更)「…最大および最小申請サイズの試験成績書を提出しなければならない。」 ・第20条(条文の追加) 認定契約書制定に伴い、製品認定の取消に関して条文を追加。 →既存(3)項を(4)項に繰り下げ、新たに(3)項を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明確化。 ・上記本文追加による社内試験サイズの明確化に伴い変更。 ・認定契約書制定に伴い改訂。
<p>平 23 年 11 月 24 日</p>	<p>様式-4 の書式を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請品に変更点の無きことを追記 ・4. 社内試験成績書の試験順を変更 ・JCAAK 1101 は(1)のみを追記 	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時に認定・更新時からの変更事項の無いことを明確にすることとした。 ・600V 性能基準(JCAA K 1101)制定による明確化
<p>平 24 年 11 月 13 日</p>	<p>様式-17、様式-18 を追加した。 各様式を一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会に変更した。 第22条 の条文を見直した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明確化 ・一般社団法人への変更のため ・明確化
<p>令 2 年 8 月 4 日</p>	<p>第4条 性能基準適用品および環境配慮形性能基準適用品における分岐接続部等の認定申請について下記文言を追加 「但し、分岐接続部等の～追加試験が必要になる場合がある。」</p>	<p>分岐接続部等の場合、接続点やケーブルサイズの組み合わせが多様になるため、試験内容が適切かどうかを社検前に明確化することとした。</p>

改定履歴

制・改定年月日	改定内容	改定理由
<p>令2年11月19日</p>	<p>(性能基準適用品及び環境配慮形性能基準適用品の製品認定不更新)</p> <p>第12条の2 製品認定を更新しない認定取得者は、有効期間満了前に製品認定不更新届を本会に提出しなければならない。</p> <p>認定取得者から有効期間満了前に製品認定更新申請書が提出されず、かつ製品認定不更新届が提出されない場合、有効期間が徒過した時点で本会は製品認定失効通知書を認定取得者に送付する。</p> <p>申請書様式の追加 様式16-2 製品認定失効通知書 様式17-2 製品認定不更新届 の2件の申請書様式を追加する。</p>	<p>製品認定の有効期間満了に際し、更新の有無を明確にするため、「製品認定不更新届」の提出と「製品認定失効通知書」の送付を規定する。</p>